

# (仮称)子ども計画、子ども・子育て支援事業計画について

資料2-1

## (仮称)子ども計画(策定作業:平成26年度、計画期間:平成27~32年度)

- ・次世代育成支援対策推進法の法期限終了後の平成27年度以降における、本市の子ども施策の方向性・取組みについて定める市独自の計画として策定。
  - ・子ども・子育て支援事業計画とともに一体的に推進する。
  - ・取り組み主体:行政・市民・地域・事業者
  - ・計画策定にあたり、中学校区単位でワークショップを実施。(参加者(案):まち協委員、地域の子育て中の保護者、つどいのひろばなど子育て支援者、学生など)
  - ・次世代育成支援行動計画の実施状況、平成25年度子どもワークショップの意見を提示し、地域の子ども・子育て施策を進めるためにそれぞれの立場でできること、それに必要な行政の支援の内容等について議論、提案をいただく。
- 【計画に盛り込む内容(案)】
- ・子どもの育ちに着目した切れ目のない支援、支援体制
  - ・家庭・地域・支援者などの「つながり・きずな」づくり、ネットワークの強化
  - ・子どもの地域への愛着心の育成。
- ※行政の取組みだけでなく、地域や団体等との協働で進めるような取組みも計画に位置づけ、パートナーシップで進める計画とする。

## 子ども・子育て支援事業計画(策定作業:平成25・26年度、計画期間:平成27~31年度)

- ・質の幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため策定。(仮称)子ども計画とともに一体的に推進する。
  - ・取り組み主体:行政・事業者
  - ・27年度以降5年間における、教育・保育の見込み量及び見込み量確保の方策を、子ども・子育て会議(主に部会)の議論を経て定めていく。
  - ・理念・方針等については、(仮称)子ども計画に委ねる。
- (必須記載事項)
- ・区域の設定
  - ・各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期。
  - ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
  - ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び体制の確保の内容
- (任意記載事項)
- ・産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
  - ・都道府県が行う事業との連携方策
  - ・職業生活と家庭生活との両立に関すること

# (仮称)子ども計画・子ども・子育て支援事業計画の関係

## 地域・家庭・事業者・行政のパートナーシップで推進

(議論は子ども子育て会議で行う必要がある)

### (仮称)子ども計画

(計画期間:平成27~32年度)

子ども施策全般に関することを定め、子育て家庭や子どもが住み続けたいと感じる魅力あふれるまちをめざす。  
特に以下の3点に重点をおくため、今後検討を行う。

- ・子どもの育ちに着目した切れ目のない支援、支援体制
- ・家庭・地域・支援者などの「つながり・きずな」づくり、ネットワークの強化による子育て力の強化
- ・子どもの自主性・自立性を高める取組みを通じて地域への愛着心「八尾が大好き」という気持ちを育てる。

### 子ども・子育て支援事業計画

(計画期間:平成27~31年度)

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に係る5年間における見込み量と見込み量確保の方策等を定める。

- ・施設型給付(認定こども園、幼稚園、保育所)
- ・地域型保育給付(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)
- ・地域子ども・子育て支援事業(利用者支援、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンター事業、一時預かり、延長保育事業、病児・病後児保育事業、補足給付事業、多様な主体の参入促進事業、放課後児童クラブ)